

豊明市立沓掛中学校いじめ防止基本方針

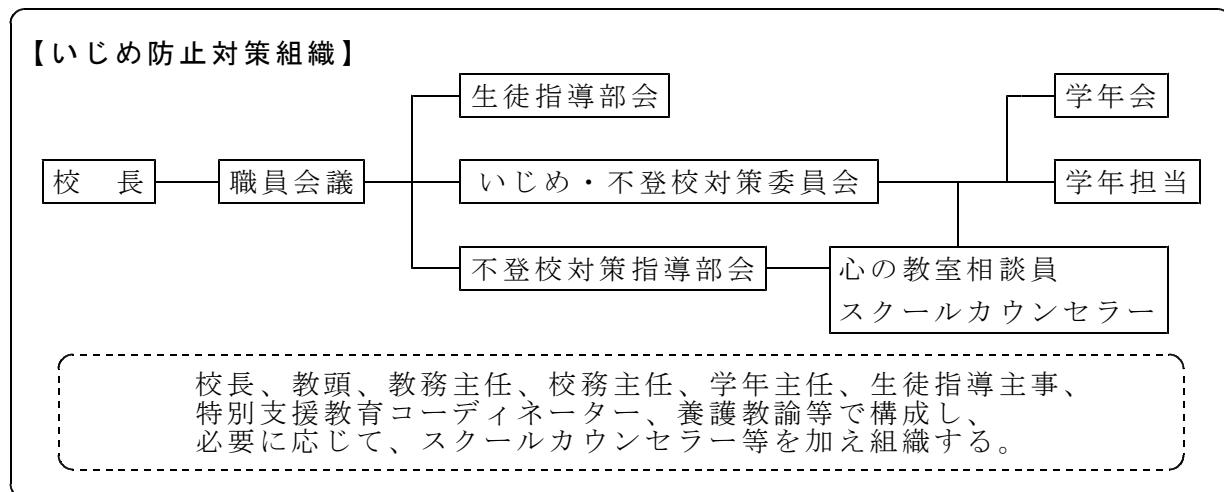
1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考え方を基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒の自尊感情を高め、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学年だよりやHP等を通して、生徒の様子等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、各教科指導において自尊感情を高め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットでのいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 情報モラル教室を実施し、情報モラルと危機管理意識を高めるようにする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートを毎月実施し、いじめの実態把握と対策を練る。
- イ 教育相談（年3回実施）に合わせて全校生徒対象にアンケート「ちょっと聞かせて」を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、教師と保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ スクールカウンセラーや心の教室相談員への相談をはじめ、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒がいつでも相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

- ア いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

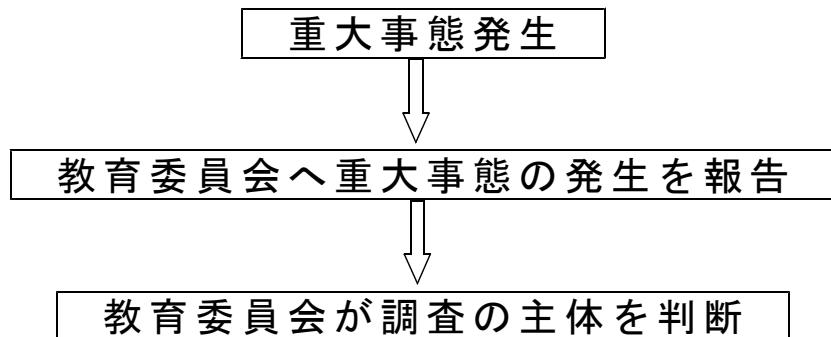
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価をし、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

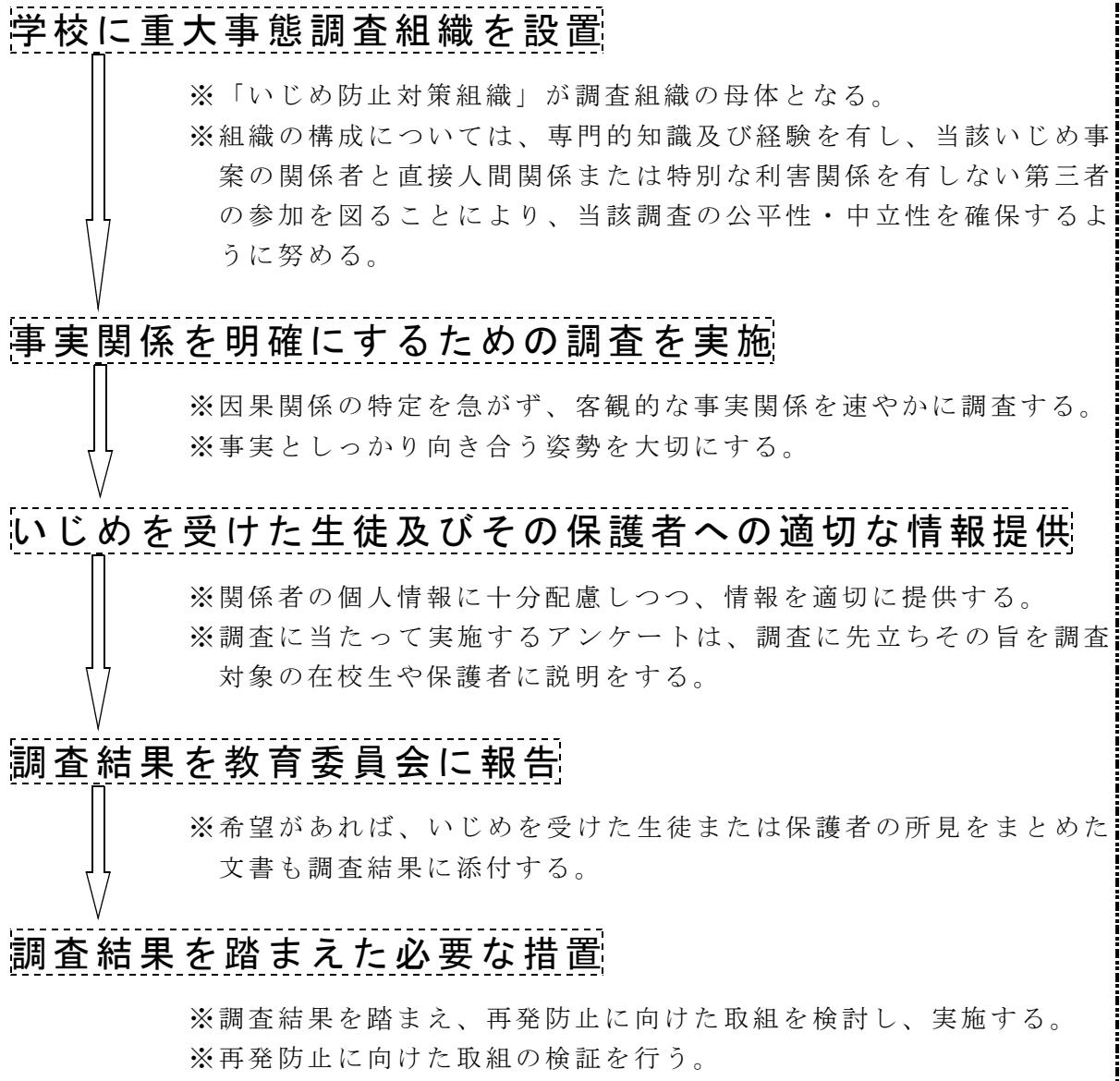
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に沓掛中学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



【学校が調査の主体の場合】



<取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cについて生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○全校ガイダンス、学年ガイダンス ○保健指導	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○いじめアンケート	○授業公開 ○学校新聞や学年通信等による「学校いじめ基本方針」の周知 ○校区確認
5月	D ○職員研修「生徒理解と学級づくり」	○生徒総会 ○修学旅行（3年生） ○野外活動（2年生）	○「ちょっと聞かせて」アンケート ○教育相談週間 ○いじめアンケート	
6月	○いじめ対策委員会	○進路説明会（3年生） ○上級学校の話を聞く会（3年生）	○いじめアンケート	○P T Aあいさつ運動
7月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→分析	○部活動の大会・発表会	○いじめアンケート	○個別懇談会
8月	A ○職員研修「ケーススタディ」			
9月	P ○全教職員による「取組評価アンケート」の確認		○いじめアンケート	○P T Aあいさつ運動
10月	D ○いじめ対策委員会	○文化祭（合唱会） ○体育大会	○「ちょっと聞かせて」アンケート ○教育相談週間 ○いじめアンケート	○授業公開
11月			○いじめアンケート	○P T Aあいさつ運動
12月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→分析	○人権週間（講話・道徳） ○赤い羽根募金活動 ○上級学校の話を聞く会（2年生）	○いじめアンケート	○個別懇談会
1月	A ○全教職員による「取組評価アンケート」の確認		○「ちょっと聞かせて」アンケート ○教育相談週間 ○いじめアンケート	○P T Aへの学校評価のアンケート実施
2月	V ○いじめ対策委員会 ○自己評価		○いじめアンケート	○P T Aあいさつ運動
3月	P ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直しを行う	○3年生を送る会 ○卒業式 ○職業人の話を聞く会（1年生）	○いじめアンケート	○学校評議員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	～ ○生徒に関する情報交換（毎月1回） ○校内のいじめに関する情報の収集、対応策の検討	○生徒集会における委員会からの呼びかけ ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○朝会における校長講話	○健康観察の実施 ○心の相談員・S Cによる相談活動	○P T A委員会にて情報交換

☆ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図り、対応していく。